

国地契第97号
平成26年3月19日

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）の一部を下記のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、通知する。

記

第4第2号中「競売等妨害」を「公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）」に改め、「談合」の次に「（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）」を加え、「競売等妨害」を「公契約関係競売等妨害」に改め、「首謀者」の次に「（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）」を加える。

第4第3号中「独占禁止法第7条の2第6項」を「独占禁止法第7条の2第7項」に改める。

第4第5号中「競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）」を「公契約関係競売等妨害」に改め、「（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）」を削る。

第8中「の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となる」を「を下請し、又は受託する」に改める。

別表第2第5から第7までの規定中「第8条第1項第1号に違反」を「第8条第1号に違反」に改める。

別表第2第8中「(競売入札妨害)」を「(公契約関係競売等妨害)」に、「競売入札妨害」を「公契約関係競売等妨害」に改める。

別表第2第9から第11までの規定中「競売入札妨害」を「公契約関係競売等妨害」に改める。

別表第2第12中「第8条第1項第1号に違反」を「第8条第1号に違反」に、「競売等妨害」を「公契約関係等妨害」に改める。

別表第2第16中「(明治40年法律第45号)」を削る。

以 上